

「改正放送法の施行に伴う関係省令等の整備（衛星基幹放送関係）に関する意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・ 令和元年12月14日（土）から令和2年1月17日（金）まで

II 提出された意見の件数、意見提出者数

- ・ 提出された意見の件数：20件
※提出された意見の件数は、意見提出者数としています。

III 提出された意見と総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準案に関するもの			
1	<p>●衛星基幹放送の発展に向け、放送サービスの多様化・高度化を図るために、帯域を最大限有効活用するという、総務省の考え方に賛同いたします。新4K8K衛星放送の更なる普及に向け、行政においては、BS右旋帯域に加え、BS左旋帯域も含む、強力な支援策の提示をお願いしたいと考えます。</p> <p>●衛星基幹放送の発展に向け、再編を行うBS右旋帯域に、いかに4K放送を希望する事業者の新規参入を促すかが重要であり、その新規参入は、BS左旋帯域で放送を行っている事業者も含め、幅広い事業者に参加の機会を与えるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社WOWOW】</p>	<p>衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準案(以下「本案」と言います。)に対する賛同のご意見として承ります。</p> <p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p> <p>4K放送への参入促進に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	なし

2	<p>衛星放送に係る周波数の使用に関する基準の制定に伴い、放送事業者からの認定申請の状況によって、スロット数の増減も想定されますが、減少となる場合、更なる新規放送事業者参入の機会が期待されると考えます。しかし、既存BSデジタル放送用受信機は、受信可能な2K放送事業者数には上限があり、これを超えると受信機誤動作の懸念があります。</p> <p>新規参入等に伴い、既存BSデジタル放送用受信機が誤作動等不具合を生じることのないよう、ご配慮を頂きますとともに空き周波数の利用については、既存受信機に影響がない高度化(4K /8K)への利用検討もお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	<p>今後の空き周波数帯の有効活用の検討においては、放送用受信機への影響等に配慮するなど、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	なし
3	<p>BS放送の周波数使用基準案のなかで、2K(1440)放送の最大スロット数が12とされています。このため、これまで16スロットを使用し2K(1440)放送を行っている事業者が、12スロットを超える部分が有効活用とみなされなくなり、帯域を縮小しなければならない状況になります。このような状況を踏まえ、今般の周波数使用基準の内容・根拠について、国民・視聴者の方々に機会を捉え丁寧に説明することも必要と考えます。</p> <hr/> <p>BS放送における帯域の有効活用については、視聴者本位での議論・検討をさらに行うべきと考えます。</p> <p>これまでBS放送の右旋の周波数がひっ迫している状況とことから、帯域の有効活用の議論が進められ、周波数使用基準が制定されることになったと理解しています。</p> <p>しかしながら、2020年4月からはBS放送の右旋周波数では2番組の終了に伴い32の空きスロットが発生することになり、左旋周波数も十分使用されていない現在、必ずしも周波数がひっ迫した状況とは考えられません。</p> <p>空きとなった帯域や使用されていない左旋周波数をどのように利用するのが示</p>	<p>周波数使用基準の内容等については、必要に応じ、国民・視聴者に対して丁寧に説明してまいります。</p> <p>なお、高精細度テレビジョン放送(1,440×1,080)を実施する衛星基幹放送事業者については、補完放送やマルチ編成、降雨減衰対策を行う場合には、上限となるスロットの数を加算することとしています。</p> <hr/> <p>BS放送の将来像に関する議論と検討の場に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	なし

	<p>されてこそ、帯域の有効活用、さらには基幹放送としてのBS放送の将来像を描くことにつながるものと考えます。そのためにも、平成30年9月に報告された「衛星放送の未来像」(放送を巡る諸課題に関する検討会の第二次取りまとめ 第2部)の検証を含め、2K放送と4K・8K放送が混在するBS放送の将来の全体像について、検討を行う場を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)放送衛星システム】</p>		
4	<p>周波数の有効利用の観点より、今後出現する空き帯域については、最新の伝送技術を利用した4K放送普及に資する利用が望ましい。</p> <p>また、2018年12月に始まった新4K8K衛星放送の既存放送番組について、その更なる普及に向けて、関係者が努力することが喫緊の課題であると認識しており、左旋帯域の普及についても、関係者の取組の後押しとなるような支援策等の推進を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社東北新社メディアサービス】</p>	<p>空き帯域の活用に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p> <p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	なし
5	<p>● 総務省が、「放送法の改正に係る衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して、帯域の使用状況などの実態を把握し、さらに、放送事業者の意見を反映し、周波数使用基準案を取りまとめたことは、適切と考えます。</p> <p>(新たな帯域再編)</p> <p>● 帯域再編の際は、既存BS放送の受信者(視聴者)及び、放送事業者等関係各所に対する十分な配慮は不可欠です。また、再編により発生する費用が、既存放送事業者の負担になることのないよう、国による責任ある対応を求めます。</p> <p>なお、今後新たに発生した空き帯域には、「4K」を優先することが妥当と考えます。</p> <p>(新4K8K衛星放送の普及促進)</p> <p>● 衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、BS放送が発展するには、新4K8K衛星放送の普及が不可欠となります。国による、積極的かつ具体的な施策を要望し</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p> <p>空き帯域の活用に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p> <p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を</p>	なし

	<p>ます。</p> <p>● 2015年7月の総務省「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」第二次中間報告では、2020年に目指す姿として「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」とのロードマップが示されました。オリンピック、パラリンピック東京大会後の新たな普及目標とロードマップ及び、BS放送の未来図を示して、普及促進の継続を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ビーエス朝日】</p>	<p>進めてまいります。</p> <p>BS放送の未来図等に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
6	<p>● 今般の周波数使用基準案の整備が「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」の報告書で求められた「客観的かつ定量的な基準」、「ある程度幅を持たせた柔軟なもの」、「関係者の意見を聞く機会を十分に設ける」等を踏まえて策定されたのは妥当です。また、マルチ編成導入予定事業者や省令施行後1年以内に認定更新を迎える事業者に対して経過措置を認めたことも同様に妥当と考えます。新基準への適用に時間や作業コストがかかることを踏まえ、事業者の意見を汲みとり、経営への影響を少なくしようとする対応は適切で、今後も、同様のケースの際にはこうした丁寧な姿勢を期待します。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし
	<p>● 認定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかは、放送事業者の経営判断、サービス運営に大きく関わる事項であることから、それらの選択肢を狭めない制度設計が行われるよう求めます。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で、当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
	<p>● 新規参入等に伴う帯域再編においては、原因者、受益者が費用負担をするのが基本ですが、国が主導している周波数有効活用の一環として行われていることも踏まえ、既存のサービスを行っている事業者が帯域移行等による影響を受ける場合には、その負担を強いられないことがないよう、国による支援が不可欠と考えます。</p>	<p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
	<p>● ロードマップに基づきオールジャパンで取り組んでいる4K8K衛星放送は、現在普</p>	<p>今後の新規参入に関する御意見について</p>	

	<p>及の途上です。4Kコンテンツ市場のさらなる活性化や新4K8K衛星放送の一層の普及のためには、今後のBS右旋における新規参入は4K放送を行う事業者を優先することが望ましいと考えます。</p> <p>【(株)フジ・メディア・ホールディングス】</p>	<p>は、今後の参考として承ります。</p>	
7	<p>●総務省が「放送法の改正に係る衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して帯域の使用状況などの実態を精緻に把握し、当該事業者の意見を丁寧に汲み取って周波数使用基準案を取りまとめたことは、極めて適切であると考えます。衛星基幹放送事業のさらなる発展に向けて、行政は引き続き、関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げて制度改正等に反映していただくよう要望します。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし
	<p>●民放事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることであり、その判断を当該事業者の経営判断に委ねることは大変重要です。民放事業者はそれぞれの経営判断に基づき、視聴者・契約者のニーズに応じてフルハイビジョン放送やマルチ編成、さまざまな補完放送(データ放送、字幕・解説放送、EPGなど)を実施しています。その内容に制度的な制約を課せば放送サービスの充実を図る取り組みが硬直化し、視聴者・契約者が求めるサービスを提供できなくなりかねません。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
	<p>●有効活用のために既存BS放送の帯域の返上や新規参入を行う際には、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知を行うことを要望します。再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担が必要になると考えます。</p>	<p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
	<p>(新4K8K衛星放送の普及促進)</p> <p>●衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、放送全体の調和ある発展を実現するためには、新4K8K衛星放送の普及が喫緊の課題です。一方で、事業性が最優</p>	<p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を</p>	なし

	<p>先される民放キー局系のBS事業者各社は、既存の2Kのチャンネルと並行する形で4Kの事業にも取り組む状況が続いています。行政におかれては、民放BS事業者の事業性にも十分配慮をしつつ、継続的な周知広報や、4Kコンテンツを制作するための放送設備や放送機器の導入支援、対応受像機の開発販売の促進などの施策を実施するよう、要望します。</p>	<p>進めてまいります。</p>	
	<p>(BS全体への方針について)</p> <p>●2018年12月に新4K8K衛星放送がスタートして以降、BSを取り巻く環境は大きく変化しています。昨年11月にBS右旋への新規参入4社が認定された一方で、3月末で二事業者が停波することを発表し、左旋では依然として空き帯域が残されているなど不透明な要素が多い状況が続いています。視聴者・契約者に混乱が生じ不利益を被ることがないよう、また既存事業者の事業運営に悪影響がないよう、行政としての然るべき施策の推進を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社BS日本】</p>	<p>今後の施策の推進に関する御意見については、参考として承ります。</p>	
<p>8</p>	<p>● 総務省が2018年7月に行った、放送を巡る諸課題に関する検討会第二次取りまとめ(案)に関する意見募集に対し、当連盟は「衛星放送の未来像」で示されたBS放送の右旋帯域の有効活用の検証基準について、①「ある程度幅を持たせた柔軟なものとするに留意すべき」との考え方に賛同する、②有効活用の検証基準は現状で放送事業者が実現しているサービスの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望する、との意見を提出しました。</p> <p>● 総務省が「放送法の改正に係る衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して帯域の使用状況などの実態を精緻に把握し、当該事業者の意見を丁寧に汲み取って周波数使用基準案を取りまとめたことは、極めて適切であると考えます。放送事業者が実現しているサービスの質の維持を可能とする本案は当連盟の意見と合致するものであり、妥当であると評価します。衛星基幹放送事業のさらなる発展に向けて、行政は引き続き、関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げて制度</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし</p>

<p>改正等に反映していただくよう要望します。</p>		
<p>● 民放事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることです。その判断を当該事業者の経営判断に委ねることは当然のことではありませんが、重要です。民放事業者はそれぞれの経営判断に基づき、視聴者・契約者のニーズに応じてフルハイビジョン放送やマルチ編成、さまざまな補完放送（データ放送、字幕・解説放送、EPGなど）を実施しています。その内容に制度的な制約を課せば放送サービスの充実を図る取り組みが硬直化し、視聴者・契約者が求めるサービスを提供できなくなりかねません。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等のように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
<p>● 有効活用のために既存BS放送の帯域の返上や新規参入を行う際には、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知を行うことを要望します。再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担が必要になると考えます。</p>	<p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
<p>（新4K8K衛星放送の普及促進）</p> <p>● 衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、放送全体の調和ある発展を実現するためには、新4K8K衛星放送の普及が喫緊の課題です。本格的な普及を図るためには、超高精細度テレビジョン（4K）コンテンツの充実と対応受信機の普及が“車の両輪”として欠かせません。</p> <p>● 新4K8K衛星放送は、「高度な映像サービスの実現」として「社会全体のIT化」や「未来の産業や社会変革を見据えた研究開発」を推進する成長戦略の柱の一つと位置づけられています（2015年6月30日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2015」）。より高画質・高機能なサービスを求める国民・視聴者のニーズに応えるため、行政においては、①新4K8K衛星放送の魅力を伝える継続的な周知広報、②4Kコンテンツを制作するための放送設備や放送機器の導入支</p>	<p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	

<p>援、③4Kコンテンツならではの特長や魅力を活かすノウハウ(制作技術、ワークフローなど)の共有支援、④多様で魅力的な対応受信機や低廉な外付けチューナーの開発、販売の促進などの施策を検討し、新4K8K衛星放送の普及を強力に推進するよう、要望します。</p>		
<p>(BS4Kへの新規参入による放送コンテンツの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 魅力ある4Kコンテンツの充実を図るためには、4K放送を実施する新規参入を促す施策が必要です。BS右旋帯域で4Kチャンネルを持たない事業者の参入は市場を活性化し普及促進の強力な原動力になり得ることから、BS右旋帯域の有効活用や既存事業の整理、撤退によって生じる空きスロットは、4K放送の新規参入に充当すべきだと考えます。新規参入で既存BS4K放送と視聴者層などが異なる放送サービスが提供され、若年層を含む国民・視聴者の多様な視聴ニーズが充足されれば、新4K8K衛星放送の普及に弾みがつきます。BS4K放送のチャンネルが物理的に増えれば、4Kコンテンツの作り手として期待されるローカル局が4K番組を制作、放送する機会が増えます。4K番組の増加は放送機器の低廉化をもたらし、高度な放送サービスの“好循環サイクル”に繋がるものと考えます。 	<p>空きスロットに係る新規参入に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
<p>(受信機普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015年7月の総務省「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」第二次中間報告では、2020年に目指す姿として「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」とのロードマップが示されました。しかしながら、新4K8K衛星放送の視聴可能機器の台数は270.7万台(2019年11月末現在、放送サービス高度化推進協会調べ)に留まり、新しいメディアの立ち上げの困難さがあらためて浮き彫りになっています。行政、放送事業者、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者などが一致協力し、2020年のオリンピック、パラリンピック東京大会後の普及目標とロードマップを策定して取り組むなど、視聴可能機器の本格的な普及促進策を強力に進めるべきだと考えます。 	<p>受信機の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	

【一般社団法人 日本民間放送連盟】			
9	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省が2018年7月に行った、放送を巡る諸課題に関する検討会第二次取りまとめ(案)に関する意見募集に対し、日本民間放送連盟から提出された、「衛星放送の未来像」で示されたBS放送の右旋帯域の有効活用の検証基準について、①「ある程度幅を持たせた柔軟なものとするに留意すべき」との考え方に賛同する、②有効活用の検証基準は現状で放送事業者が実現しているサービスの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望する、との意見に賛同します。 ● 衛星基幹放送事業のさらなる発展に向けて、行政は引き続き、関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げて制度改正等に反映していただくよう要望します。 ● 民放事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることです。その判断を当該事業者の経営判断に委ねることは当然重要であります。 	<p>今後の制度改正等に関する御意見については、参考として承ります。</p>	なし
	<p>(新4K8K衛星放送の普及促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、放送全体の調和ある発展を実現するためには、新4K8K衛星放送の普及が喫緊の課題です。本格的な普及を図るためには、超高精細度テレビジョン(4K)コンテンツの充実と対応受信機の普及が“車の両輪”として欠かせません。 ● より高画質・高機能なサービスを求める国民・視聴者のニーズに応えるため、行政においては、①新4K8K衛星放送の魅力を伝える継続的な周知広報、②4Kコンテンツを制作するための放送設備や放送機器の導入支援、③4Kコンテンツならではの特長や魅力を活かすノウハウ(制作技術、ワークフローなど)の共有支援、④多様で魅力的な対応受信機や低廉な外付けチューナーの開発、販売の促進などの施策を検討し、新4K8K衛星放送の普及を強力的に推進するよう、要 	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p> <p>新4K8K衛星放送の普及促進及び受信機の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	

	<p>望します。</p> <p>(受信機普及)</p> <p>● 新4K8K衛星放送の視聴可能機器の台数は270.7万台(2019年11月末現在、放送サービス高度化推進協会調べ)に留まり、新しいメディアの立ち上げの困難さがあらためて浮き彫りになっています。行政、放送事業者、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者などが一致協力し、2020年のオリンピック、パラリンピック東京大会後の普及目標とロードマップを策定して取り組むなど、視聴可能機器の本格的な普及促進策を強力に進めるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>		
10	<p><第3条></p> <ul style="list-style-type: none"> 放送の種別ごとに基準となるスロット数を示したこと、示されたスロット数についていずれも妥当である <p><第3条第2項></p> <ul style="list-style-type: none"> 補完放送、マルチチャンネルなど多様な視聴者サービスに関してそれぞれスロット数を加算するとしたこと、加算するスロット数についていずれも妥当である <p><附則第2条></p> <ul style="list-style-type: none"> 経過措置について 放送設備の更新は、計画から実行まで長期間を要するところ、これを考慮した措置は妥当である <ul style="list-style-type: none"> 周波数の有効利用に関しては、受信機が多く普及しているBS右旋周波数の利用が重要である。現行事業者の撤退、NHKのチャンネル整理などにより右旋帯域には新規事業者の参入が可能になると見込まれるが、そのためには既存事業者の周波数変更や放送設備の設定変更などが必要となる。こういった変更の際に必要となる費用の負担のあり方についてルール化されることが望ましい。 <p style="text-align: right;">【株式会社BSテレビ東京】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
11	<p>●総務省が「放送法の改正に係る衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して帯域の</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし</p>

<p>使用状況などの実態を精緻に把握し、当該事業者の意見を丁寧に汲み取って周波数使用基準案を取りまとめたことは、極めて適切であると考えます。衛星基幹放送事業のさらなる発展に向けて、行政は引き続き、関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げて制度改正等に反映していただくよう要望します。</p>		
<p>●民放事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることであり、その判断を当該事業者の経営判断に委ねることは大変重要です。民放事業者はそれぞれの経営判断に基づき、視聴者・契約者のニーズに応じてフルハイビジョン放送やマルチ編成、さまざまな補完放送（データ放送、字幕・解説放送、EPGなど）を実施しています。その内容に制度的な制約を課せば放送サービスの充実を図る取り組みが硬直化し、視聴者・契約者が求めるサービスを提供できなくなりかねません。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
<p>●有効活用のために既存BS放送の帯域の返上や新規参入を行う際には、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知を行うことを要望します。再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担が必要になると考えます。</p>	<p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
<p>(新4K8K衛星放送の普及促進)</p> <p>●衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、放送全体の調和ある発展を実現するためには、新4K8K衛星放送の普及が喫緊の課題です。一方で、事業性が最優先される民放キー局系のBS事業者各社は既存の2Kのチャンネルと並行する形で4Kの事業にも取り組む状況が続いています。行政におかれては、民放BS事業者の事業性にも十分配慮をしつつ、継続的な周知広報や、4Kコンテンツを制作するための放送設備や放送機器の導入支援、対応受像機の開発販売の促進などの施策を実施するよう、要望します。</p>	<p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	

	<p>(BS全体への方針について)</p> <p>●2018年12月に新4K8K衛星放送がスタートして以降、BSを取り巻く環境は大きく変化しています。昨年11月にBS右旋への新規参入4社が認定された一方で、3月末で二事業者が停波することを発表し、左旋では依然として空き帯域が残されているなど不透明な要素が多い状況が続いています。視聴者・契約者に混乱が生じ不利益を被ることがないよう、また既存事業者の事業運営に悪影響がないよう、行政としての然るべき施策の推進を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>今後の施策の推進に関する御意見については、参考として承ります。</p>	
12	<p>■今般の周波数使用基準案の整備が、既存の放送事業者にその意図を十分に説明した上で意見を汲みとりまとめられたこと、およびその内容が既存の放送事業者にとってサービスの品質維持を可能とする基準案であることはきわめて適切な対応であると考えます。</p> <p>■認定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかは、放送事業者の経営判断、サービス運営に加え、すでに始まっている放送の技術仕様に深く関わる事項なので、これらの選択肢が狭められない制度設計がなされることが重要だと考えます。</p> <p>■2018年に始まった新4K8K衛星放送の普及・発展のためにBS右旋の空きスロットは、4Kコンテンツを提供する新規参入者に優先して充当すべきであると考えます。コンテンツが増えれば、撮影・ポストプロの需要増による制作費のコストダウンが期待され、4Kコンテンツが充実する好循環が生まれると考えます。海外では高精細映像の需要が高まっており、日本の制作者が国際競争力を身につけることは極めて重要です。</p> <p>■新4K8K衛星放送の普及には、コンテンツの充実に加え、視聴者の視聴環境整備が喫緊の課題です。対応機器の普及はもちろんのこと、サービス自体の周知広報も極めて重要であり、関係者(行政、放送事業者、受信機メーカー、ケーブル</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p> <p>空きスロットに係る新規参入に関する御意見については、参考として承ります。</p> <p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を</p>	なし

	<p>テレビ事業者、関係諸団体)が一体となって普及促進にあたるべきだと考えます。</p> <p>■現在、複数の周波数領域で空き帯域が出来ており、この帯域をいかに活用していくのか、また周波数の全体計画をどのようにしていくのか、広く意見を集め、関係事業者や識者とともに十全に議論を重ねた上で早期に方針を作成し公表していくことが妥当と考えます。また、この際、帯域再編も生じるとは思いますが、関係者および国民に混乱が生じぬよう、周到な計画を練り、十分に周知広報することが極めて肝要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ビーエスフジ】</p>	<p>進めてまいります。</p> <p>空き帯域の活用等に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
13	<p>「改正放送法の施行に伴う関係省令等の整備による衛星放送に係る周波数の使用に関する基準案の制定」においては、画質評価の結果や衛星基幹放送事業者の帯域の使用状況等の実態に則しているものと理解しており、衛星基幹放送において、放送サービスの多様化や高度化を図るために、周波数の有効利活用のための省令等整備を行うことに賛同いたします。</p> <p>周波数の有効利用の観点から、今後出現する空き帯域については最新の伝送技術を用い、4K放送の普及に資する利用が望ましいと考えます。</p> <p>今後、既存放送事業者の帯域の再編(スロット数縮減、トランスポンダ内、トランスポンダ間の帯域移動)による、一時的不使用帯域や周波数移動等が発生することが想定されます。国が進める放送周波数の有効的活用の一環であることに鑑み、これら一時的不使用帯域の衛星料金や周波数移動等の費用の支援等にご配慮いただきたくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>空き帯域の活用に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p> <p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	なし
14	<p>・ 今回の基準の取りまとめに際し、衛星基幹放送事業者の帯域使用状況の把握や、丁寧な意見確認を行ったことは適切であると考えます。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし

	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自立に関わることであり、経営判断に委ねるべきことです。視聴者ニーズやサービス競争に柔軟に対応するためにも、今後も、放送サービスの内容に関わる必要以上の制約を課すことは避けるべきと考えます。 	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
	<p>経過措置に関する附則と理解いたしました。当社をはじめ一般に放送設備の計画から運用開始までには数年単位が必要で、今後当該業務の導入を検討する事業者に対し、経過措置を設定することは重要であると考えます。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 更なる衛星基幹放送事業の活性化には超高精細度テレビジョン(4K)放送の普及が必須と考えます。このためには、市場を活性化し普及促進の強い原動力になり得る4K放送の新規参入の実現も有用と考えます。更に、基幹放送普及計画にある、右旋は2K、左旋は4Kを基本とする現状の考え方などが、衛星基幹放送事業全体の調和ある発展にとって最適な施策であるかどうか、再考を要望いたします。 	<p>空き帯域の活用及び基幹放送普及計画に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 新4K8K衛星放送の視聴可能機器台数はまだまだ少なく、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会後の普及目標とロードマップを策定して取り組むなど、本格的な普及促進策を推進すべきだと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社BS-TBS】</p>	<p>受信機の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	
15	<p>○ 総務省が「衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して、帯域の使用状況の実態を把握し、個々の事業者の意見を丁寧にくみ取って周波数使用基準案を取りまとめたことは適切です。その上で本案が、放送事業者が行っているサービスの内容・質を維持できる点において妥当と評価します。行政は引き続き、関係事業者の個別の事情や意見・要望を聞く機会を設けた上で制度改正等に反映していただくよう要望します。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし

	<p>○ 放送事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることであり、経営判断に委ねるべきことです。放送を取巻くメディア環境は今や日々急速な変化の中にあり、放送事業者が視聴者のニーズやサービス競争に柔軟に対応できることが大切です。今後においても、放送サービスの内容に関わる必要以上の制約を課すことは避けるべきと考えます。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
	<p>○ 放送の高度化の一環として国民・視聴者により高精細な映像と高度な放送サービスを提供するため、当社は衛星基幹放送において4K放送事業に参入しました。国民・視聴者によりよい放送サービスを提供することは、周波数の有効活用本来の目的であり、その意義と位置付けから、4K放送の本格的な普及が必須と考えます。よって、今後BS右旋帯域に空きスロットが生じる場合は、超高精細度放送サービスをより一層広く、国民・視聴者に普及することを優先し、4K放送に充当するのが妥当と考えます。</p> <p>また、基幹放送普及計画にある、右旋は2K、左旋は4Kを基本とする現状の考え方などが、衛星基幹放送事業全体の調和ある発展にとって最適な施策であるかどうか、再考を要望致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社東京放送ホールディングス】</p>	<p>空き帯域の活用及び基幹放送普及計画に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
16	<p><第3条第1項(高精細度テレビジョン放送(一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの))について></p> <p>上記において水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十で現状放送している日本BS放送株式会社(BS11)が上記基準に適合するよう現状18スロットを20に増加する申請を行うと予想されます。</p> <p>同局は既存民放と異なり視聴者が放送望む国内アニメ等の放送が多く地方局との利権闘争で高い視聴率を見込める番組を放送しない地上波基幹放送事業者(日本テレビ・TBS・テレビ朝日・フジテレビ・テレビ東京)と異なる姿勢を示しており、地上波基幹放送事業者に状況の改善を促す為、BS11放送が画質向上の申請を</p>	<p>御意見は、参考として承ります。</p> <p>なお、衛星基幹放送事業者がスロットを増加させる場合には、総務省による公募や認定手続等を経ることとなりますが、公募に対する認定申請において、周波数使用基準の範囲内で、いかなるスロットの数を希望するかは、衛星基幹放送事業者の経営判断となります。</p>	なし

<p>行う場合は速やかに認め、民放間の競争を促すような方向を示せば民放は地方局と放送利益の配分等で調整を行い、人気番組が地域格差無く視聴可能となる・地上放送と合わせて2回以上放送となる事で、視聴を逃し他事で違法動画サイトを利用する理由を絶ち現在コンテンツ市場の利益を不当に奪う違法視聴を抑止する間接的な効果を望めます。</p>		
<p>＜第3条第2項(階層変調)について＞</p> <p>上記の降雨対策放送は現状NHKしか行っていませんが、高精細度テレビジョン放送が受信不可能になるような状況は令和元年台風第19号のような大規模な台風又はそれと同等な豪雨が発生する気象状況の状況である。</p> <p>豪雨で受信不可能に陥る状況では衛星放送自体を視聴するより、確実な受信を望める「地上波放送」「携帯電話のインターネットサービス」を利用する為、この機能はもはや不要である。</p> <p>このスロット数をNHKに削減させNHKBS1とプレミアムの統合(2019.12.13産経新聞報道)に合わせてNHKの使用スロット数を削減させ、余剰スロットを新しく参入を希望する事業者に割り当てるべきである。</p>	<p>空き帯域の活用に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p> <p>なお、放送法では、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであることから、降雨減衰対策、データ放送及びマルチ編成の実施については、放送事業者が自らの責任でニーズの把握や編集を行うべきものと考えます。</p>	
<p>＜第3条第2項(補完放送)について＞</p> <p>上記2つは国民上記は国民にほとんど利用されていないデータ放送である。</p> <p>2000年代とは異なりインターネットが普及し、情報の更新頻度で超高速となった光回線や第四世代携帯電話にもはやデータ放送が追従する事すら不可能である。</p> <p>NHKを含む地上波基幹放送事業者は災害放送でデータ放送を活用すると宣っているが、国民はデータ放送を見るより更新頻度が高いインターネットを利用するか必要最小限の情報はL字型画面で把握しdボタンを押してまでデータ放送を見る事はしない。</p> <p>データ放送は全ての事業者に必要な見直しを迫り、帯域の返上を行わせるべきである。</p>		
<p>＜第3条第2項(一部の時間帯に、複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレ</p>		

ビジョン放送を同時に行うとき)について>

上記はほとんど利用されていないマルチチャンネル機能である。

2000年のデジタル放送開始時点では野球等のスポーツ中継を試合終了まで放送するとの触れ込みで導入されたが、プロ野球球団のメインスポンサーかつ球団保有企業グループである日本テレビ(読売巨人)、TBS(横浜ベイスターズ)、フジテレビ(東京ヤクルトスワローズ)でも後続番組のスポンサーを優先して途中で中継を打ち切りを行っており活用されていない機能であるといえる。

これ等の事情を鑑みて地上基幹放送事業者が保有するスロット数を16で維持する条件として「スポーツ中継に最大延長時間を設けない」を設けるべきである。

既に地上波基幹放送事業者はCS放送に「日テレG+」「TBSチャンネル2」「フジテレビONE」「テレ朝チャンネル2」を既に保有している為、試合終了までの中継を視聴者が望む場合、前述のチャンネルでBS放送の中継終了後をスクランブル放送無しでカバーさせる事が可能である。(BSチャンネルの放送終了前にチャンネルが切り替わる事を予告すればユーザーが任意で変更する)

地上基幹放送事業者の使用スロット数を12に削減し13ch(11.95764GHz)にBS日テレ・BSフジ・BS朝日・BS-TBSの4事業者を詰めて余剰スロットを新しく参入を希望する事業者に割り当てるべきである。

<上記>意見ではスポーツ中継等の視点だけでそれ以外の番組でマルチ編成を行うで地上波基幹放送事業者に言い訳の理由を与えてしまうのでそれを潰す案を追加致します。

地上波基幹放送事業者は「TBS NEWS」といった形でCS110℃放送に36スロット専門放送チャンネルを保有しています。

これをBS-TBSを含めBS1ch(11.72748GHz)の48スロットで1つの地上波基幹放送事業者ひとまとめに収容し、BS-TBSが高ビットレート放送を行いたい場合、「TBS NEWS」6スロット(SD画質)

<p>「BS-TBS」18スロット(1920×1080 フルHD画質) 「テレ朝チャンネル1」6スロット(SD画質) 「BS朝日」18スロット(1920×1080 フルHD画質) 上記の様な同一事業者間で帯域の貸与を行えるようにする体制とする。 3ch (11.76584GHz)に「日テレNEWS24」「BS日テレ」「フジテレビNEXT」「BSフジ」 5ch (11.80420GHz)は従来通りWOWOW 7ch (11.84256GHz)WOWOW プライム(現行24スロットでWOWOW4K 参入まで暫定)、「BSテレ東」「AT-X」(テレビ東京子会社) 9ch (11.88092GHz)に「BS11」(18→20スロット)「TwellV」(現行15→12スロット)スターチャンネル1(現行15→16スロット) 11ch (11.91928GHz)に スターチャンネル2・3(現行13→12スロット)「BSアニマックス」(現行16→12スロット)「BSスカパー！」(現行16→12スロット) 13ch (11.95764GHz)「シネフィル WOWOW」「BS釣りビジョン」「BS日本映画 専門チャンネル」(全て16→12スロット) 15ch (11.99600GHz)は「NHK」「グリーンチャンネル」「放送大学」 15chの運用 「NHK」(20→24スロットとする代わりBS1・BSプレミアの統合) 「グリーンチャンネル」「放送大学」は(現行16→12スロット) 17ch「NHK BS4K」「BS-TBS4K」「BSフジ4K」 19ch「BS 朝日 4K」「BS テレ東 4K」「BS 日テレ 4K」 21ch「J SPORTS1～4」(現行16→12スロット) 23ch「BS放送の新規参入事業者」(令和元年11月29日認定) 上記措置でCS110度放送に60スロットの空き容量が発生します。</p>		
<p><附則第2条第1項及び第2項(経過措置)について> 第二条この省令の施行の日から起算して一年を経過する日と2この省令の施行の</p>	<p>附則第2条第1項及び第2項については、 衛星基幹放送事業者に対して、設備投資等</p>	

	<p>日から起算して五年を経過する日が長すぎると思われます。</p> <p>2020年の年明け早々にPCで最も利用率が高いWindows7のサポート期限が切れOSの移行に伴う買い替えによりハードウェアの世代交代が行われPC向け映像配信サービスがH265HEVCに対応し衛星放送の市場競合相手のオンデマンド配信に優位性が生まれます。</p> <p>また、2020年3月に若年層に人気の衛星チャンネルが撤退し衛星放送を視聴する意識が低下するネガティブな状況が発生します。</p> <p>視聴者離れはやっと黒字化した衛星民放の経営状況を再度悪化させかねないモノであり、これを回避するためには停波後迅速に新規参入が行われ新チャンネルへのバトンタッチを成功させなければならない。</p> <p>参入予定事業者で前倒し可能な事業者に停波後すぐに放送を開始出来るか聴取し可能であれば2020年4月1日又は、2020年夏休み前(余暇による視聴需要増加時期)放送開始又は試験放送を打診するべきである。</p> <p>撤退するチャンネルがコンテンツホルダーとして最大手のディズニーである事を鑑みれば、昨年放送認可を得た4chのコンテンツでは同等の人気を維持するのは不可能であると考えられ新たに数chの参入が必要と思われます。</p> <p>以上の理由より経過措置期間の短縮、短期間で数十chの帯域削減が行われる事が望ましいと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>の過度な負担を課すことのないよう、関係事業者等の意見を踏まえ、システム改修やマルチ編成導入の影響に配慮して設けることとしています。</p> <p>また、先般の衛星基幹放送業務の認定に伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
その他			
17	<p>・衛星、地上波共に電波オークション導入を検討して下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、周波数の割当ての方法に関する規定を定めるものではありませんが、御意見は参考として承ります。</p>	なし
18	<p>2.電波は国民の財産なので公平に入札を行って割り振ってほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

19	<p>＜電波環境の改善に関する御意見(産学官民が一体となるためには、人と人が直接会って話をしたり聞いたりすることが重要であり、現在のような電波の使用はやめた方がよい。)＞</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、電波の使用を前提としており、その使用を中止することは想定しておりませんが、御意見は参考として承ります。</p>	なし
20	<p>日本放送協会(在り方、放送内容、予算等)に関する御意見</p> <p style="text-align: right;">【個人3件】</p>	<p>本案は、日本放送協会の在り方等に関する規定を定めるものではありませんが、御意見については担当部署に情報提供いたしました。</p>	なし

注:＜ ＞の記載は要約です。